

2025年8月4日

各位

株式会社 紀陽銀行

手形・小切手帳の発行および署名判印刷サービスの終了に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

政府は2026年度末までに約束手形・小切手の利用を廃止し、全面的な電子化を図る方針を示しております。こうした状況を踏まえ、当行では、手形・小切手帳の発行および署名判印刷サービスを2026年3月31日（火）に終了いたします。

お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手帳の発行終了

終了日	2026年3月31日（火）※
対象	約束手形・為替手形・小切手（パーソナルチェック・自己宛小切手を含む）

※終了日時点で発行済の手形・小切手については、引き続きご利用いただけます。

2. 署名判印刷サービスの終了

終了日	2026年3月31日（火）
-----	---------------

3. 当座勘定からの払戻請求書による払戻し

小切手の振出に代えて、当座勘定からの払戻請求書による払戻しが可能です。（ご利用の際は、当座勘定のキャッシュカードをご提示いただき暗証番号の照合を行います）

他の払戻方法につきましても、お客さまの利便性を考慮し、検討中です。新たな払戻方法を定めた際には改めてご案内いたします。

4. 代替サービス

手形・小切手に代わる決済手段として、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング（紀陽インターネットFB）によるお振込み、紀陽カードによるクレジットカード決済を推奨しております。是非この機会にお切替えをご検討いただきますようお願い申し上げます。詳細はお取引店までお問い合わせください。

以上